

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目次

- ◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)
- ◇告 示 年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(〃)
- 字の区域の変更等(地方課)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(保険課)
- 土地改良事業の認可(農村整備課)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 保安林の指定予定(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(〃)
- 基本測量の終了(管理課)
- 土地収用法による事業の認定(〃)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公 告 林業技能作業士の認定(林務課)

### ◇正 誤

平成元年六月鳥取県告示第六百八十号中訂正  
平成二年十二月四日付鳥取県公報第六千二百二十五号中訂正

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の一部について従事することができない職員の給与その他の収入の額が補償基礎額に満たない場合で当該療養の開始後一年六月を経過しているときの休業補償について、当該補償基礎額に満たない額の算定に当たっては補償基礎額に最高限度額の適用がないものとして算定し、支給に当たっては当該満たない額に最高限度額を適用して得た額を支給することとした。(第六条の二関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第二条の三関係)
- 三 施行期日等
  - 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
  - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の三を削る。

第六条の二中「補償基礎額に満たないときは当該満たない額」を「補償基礎額(当該療養の開始後一年六月を経過している場合において、条例第二条第八項の規定により知事が最高限度額として定める額(以下この条において単に「最高限度額」という。)を補償基礎額とすることとされている場合にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額)に満たないときは当該満たない額(当該療養の開始後一年六月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあつては、当該最高限度額)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条の二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における改正後の規則第六条の二の規定の適用については、同条中「当該療養の開始後」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十九号)の施行の日以後」とする。

告 示

鳥取県告示第九百八十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第二条第六項の規定に基づき、同項の年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のとおり定める。

昭和六十三年四月鳥取県告示第四百十五号(年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)は、廃止する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、三五六円	一一、〇八二円
二十歳以上二十五歳未満	四、二一七円	一一、〇八二円
二十五歳以上三十歳未満	四、九七五円	一一、五四〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、五九八円	一四、〇〇五円
三十五歳以上四十歳未満	六、〇四四円	一六、一五四円
四十歳以上四十五歳未満	六、二九六円	一七、八三二円
四十五歳以上五十歳未満	六、二二二円	一九、六一〇円
五十歳以上五十五歳未満	五、六二二円	二〇、六八四円
五十五歳以上六十歳未満	四、六八三円	一九、二二六円
六十歳以上六十五歳未満	三、五一〇円	一六、七二七円
六十五歳以上	三、二一〇円	一一、〇八二円

鳥取県告示第九百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山川地区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成二年五月一日現在の地番による。）
大字山川字西ノ畑	大字山川字西ノ畑のうち三〇七の三、三〇八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山川字檜原	大字山川字檜原のうち三二一の一、三二二の一から三二二の三まで、三二二の四の一部、三二三、三二四の一から三二四の四まで、三二五の一、三二五の二、三二六の一、三二六の二の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山川字五郎丸	大字山川字五郎丸のうち三三四の一、三三五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三三四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字山川字上毛</p> <p>大字山川字馬場三二九の一の一部、三二九の四の一部、三三〇の一、三三二の一、三三三の一、三三三の二、三三三の三、三三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字五郎丸三三四の一、三三五の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字上毛のうち三六四の六、三六五から三六七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字山川字棚田三六九の一部、三七〇及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字水谷八八六の一部</p>	<p>大字山川字棚田</p> <p>大字山川字馬場三三二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字上毛三六四の六、三六五から三六七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字棚田のうち三六九の一部、三七〇、三七四の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字山川字前棚田のうち三七七の一部、三七八の一部、三八〇の一部以外の区域</p> <p>大字山川字中馬場三八四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字東馬場四三七の一部、四三八の一部、四三八の一、四三八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字水谷八七四の八の一部</p>	<p>大字山川字中馬場</p> <p>大字山川字檜原三二六の二の一部、三二八の一部</p> <p>大字山川字馬場三二九の一の一部、三二九の四の一部、三三二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字前棚田三七七の一部、三七八の一部、三八〇の一部</p> <p>大字山川字中馬場のうち三八四の一部、三九〇の二の一部</p>
<p>大字山川字別所</p> <p>三九〇の三の一部、三九〇の四、三九〇の五の一部、三九〇の六の一部、三九一の一の一部、三九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八八の一、三八八の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字山川字上馬場四二三の一部、四二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字東馬場四三五の一部、四三六の一部、四三七の一部、四三七の一、四三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山川字別所</p> <p>大字山川字西ノ畑三〇七の三、三〇八の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字檜原三二二の一、三二二の一から三二二の三まで、三二二の四の一部、三二三、三二四の一から三二四の四まで、三二五の一、三二五の二、三二六の一、三二六の二の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字馬場三二九の二、三二九の三、三二九の四の一部、三三〇の一、三三〇の二、三三三の二、三三三の三、三三三の四の一部、三三三の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字五郎丸三三四の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字中馬場三九〇の二の一部、三九〇の三の一部、三九〇の四、三九〇の五の一部、三九〇の六の一部、三九一の一の一部、三九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八八の一、三八八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字山川字別所河原の全域</p> <p>大字山川字別所原四〇九の一部、四一〇の二の一部、四一〇の三、四一五の次一の一部、四一九の一の一部、四二〇の一の一部、四二一の一部、七六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字上馬場四二二の二の一部、四二三の一部、四二五の一部、四二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山川字別所河原</p> <p>大字山川字別所河原の全域</p> <p>大字山川字別所原四〇九の一部、四一〇の二の一部、四一〇の三、四一五の次一の一部、四一九の一の一部、四二〇の一の一部、四二一の一部、七六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山川字上馬場四二二の二の一部、四二三の一部、四二五の一部、四二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字山川字奥田	大字山川字下奥田	大字山川字上馬場	大字山川字別所原
大字山川字下奥田四四三の一部、四四六の一の一部、四四	大字山川字棚田三七四の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字山川字東馬場四三二の一部、四三八の一部、四三九の一部、四三九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字山川字下奥田のうち四四三の一部、四四三の一、四四六の一の一部、四四八の一部、四五〇の一部、四五一の一部、四五三、四五四の一部、四五五、九三一の一部、九三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山川字奥田八五七の一、八五七の二、八五七の三の一部、八五七の四の一部、八五七の六、八六六の二、八六七の二	大字山川字上馬場のうち四二二の二の一部、四二三の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山川字東馬場四三一、四三二の一部、四三三、四三四、四三五の一部、四三六の一部、四三八の一部、四三九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字山川字下奥田四四三の一部、四四三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字山川字奥田四六一の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地	地並びに四二三と一体をなす国有地の一部 大字山川字別所原のうち四〇九の一部、四一〇の二の一部、四一〇の三、四一五の次一の一部、四一九の一の一部、四二〇の二の一部、四二二の一部、七六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山川字釋伽平上林平七六五

<p><b>鳥取県告示第九百八十六号</b></p> <p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取</p>	<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字山川字釋伽平上林平</p>	<p>大字山川字水谷</p>	<p>大字山川字岸ノ下西下平</p>	<p>大字山川字岸ノ下</p>	
	<p>大字山川字馬場、大字山川字前棚田、大字山川字東馬場</p>	<p>大字山川字釋伽平上林平のうち七六五以外の区域</p>	<p>大字山川字水谷のうち八七四の八の一部、八七五の一部、八八六の一部以外の区域</p>	<p>大字山川字岸ノ下西下平のうち七九四の一部、七九四の一、七九五の一の一部、七九五の二から七九五の四まで、七九五の五から七九五の七までの一部以外の区域</p>	<p>大字山川字岸ノ下の全域 大字山川字岸ノ下西下平七九四の一部、七九四の一、七九五の一の一部、七九五の二から七九五の四まで、七九五の五から七九五の七までの一部</p>	<p>八の一部、四五〇の一部、四五一の一部、四五三、四五四の一部、四五五、九三一の一部、九三二及びこれらと一体をなす国有地 大字山川字奥田のうち八五七の一、八五七の二、八五七の三の一部、八五七の四の一部、八五七の六、八六六の二、八六七の二以外の区域</p>

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
門下歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目六六二	平成二年十一月一日
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	"
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	"
谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山字榎ヶ坪九六一三七	"

鳥取県告示第九百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）東里仁地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）を平成二年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）西円通寺地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業に係る山川地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字小田字東南谷五一三、五一四、五一七の二、五一七の四、字西南谷五二七、五二九から五三四まで、五三七、字南谷五三五、字小瀧五三八から五四四まで、字赤畑ケ五四五の二、字小滝口五四七、五四九、大字大坂字丸山一五四の一、一五五、一五六、字南谷平一六一、一六二、一六三の一、一六四から一六六まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

岩美郡岩美町大字大坂字丸山一五四の一、一五五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字南谷平一六一

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字イモリ谷ヨリ猪子谷四二七九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字権現谷五七一の三、五七三の三一、五七三の三二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百九十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業地域 八頭郡郡家町

三 終了年月日 平成二年九月二十七日

鳥取県告示第九百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

用瀬町

二 事業の種類

「用瀬町運動公園」建設事業



三 起業地

1 収用の部分 八頭郡用瀬町大字古用瀬字奥小谷、字小谷、字北小谷、字松の段、字赤松谷下モ平、字小谷奥及び字瀧谷地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
用瀬町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 西 尾 圭 介

一 日時 平成二年十二月二十日(木)午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 海外研修旅行実施基準について

2 その他

公 告

林業技能作業士として認定した者は、次のとおりである。

平成 2 年12月18日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

西 尾 忠 次	伊 田 洋 次	小 竹 辰 次
西 村 哲 夫	伊 田 寛 次	小 倉 明 眞
白 根 幹 夫	木 村 実 一	竹 間 靖 眞
大 谷 三 祐	田 上 洋 晃	越 江 眞 一
井 川 三 治	川 上 見 次	

正 誤

平成元年六月鳥取県告示第六百八十号(保安施設地区の指定予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 四 三九〇の一、五〇〇、五〇〇、五〇一、字瀧

、五〇一、ノ谷三九〇の一

七 上 後ろから一、九二八地先から九三〇地先、九二八、九二九地先、

〇地先まで  
九三〇地先、

” 下 一、九四七、九五四、九四七、九四八地先、

九五四

” ” 二 字白石谷一二四八地先、字白石谷一二四八、一

二四八地先

平成二年十二月四日付鳥取県公報第六千二百二十五号中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁五

段上

誤 鳥取県教育委員会告示第二十二号

正 鳥取県教育委員会告示第二十一号の二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】